

令和 7 年度、令和 8 年度及び令和 9 年度

中国四国農政局随意契約登録者名簿 登録申請手引

- ・ 物品の製造
- ・ 物品の販売
- ・ 役務の提供等
- ・ 物品の買受け

中 国 四 国 農 政 局

岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号
岡山第 2 合同庁舎
電話：(086)224-4511（代表）

随意契約登録者名簿登録申請受付要領

令和 7 年度、令和 8 年度及び令和 9 年度において、中国四国農政局における物品・役務等に係る随意契約の参加資格を希望する者に対する、随意契約登録者名簿への登録申請の受付を、下記により行います。

記

1 定期受付期間

1) 中国四国農政局に提出する場合

令和 7 年 1 月 1 0 日（金）～令和 7 年 2 月 1 7 日（月）

2) 中国四国農政局管内県拠点（岡山県拠点は除く。）及び事業（務）所に提出する場合

令和 7 年 1 月 1 0 日（金）～令和 7 年 2 月 7 日（金）

注） ・受付時間は 9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分（1 2 時 0 0 分～1 3 時 0 0 分を除く。）です。

・土曜日、日曜日、祝日は、受付を行いませんのでご注意願います。

・締切日の前 1 週間程は特に混雑が予想され申請手続きに長時間を要することがありますので、なるべく早めに申請していただけるようご協力をお願い致します。

2 受付場所

1) 中国四国農政局会計課調達係

2) 中国四国農政局管内事業（務）所庶務課経理(第 1)係

3) 中国四国農政局管内県拠点地方参事官室

※注 今回の受付期間以外にも常時受付を行いますが、随意契約登録者名簿への登録が遅れる場合がありますので了承願います。

3 受付する契約の業種区分及び営業品目

受付する契約の業種区分及び営業品目等は、次のとおりですが具体的に受付窓口へ問い合わせ願います。

1) 物品の製造契約

コード番号	営 業 品 目	説 明 (具体的事例)
101	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
102	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
103	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
104	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
105	フォーム印刷	
106	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
107	図書類	書籍、新聞、出版等
108	電子出版物類	CD-ROM等
109	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
110	車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
111	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
112	船舶類	
113	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
114	家具、什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
115	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
116	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
117	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
118	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
119	医療用機器類	MRI、ベッド等
120	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
121	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
122	医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
123	事務用品類	事務用品、文具等
124	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂

		利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
129	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他

2) 物品の販売契約

コード番号	営 業 品 目	説 明 (具体的事例)
201	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
202	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
203	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
204	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
205	フォーム印刷	
206	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
207	図書類	書籍、新聞、出版等
208	電子出版物類	CD-ROM等
209	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
210	車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
211	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
212	船舶類	
213	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
214	家具、什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
215	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
216	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
217	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
218	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
219	医療用機器類	MRI、ベッド等
220	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
221	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
222	医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
223	事務用品類	事務用品、文具等
224	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂

		利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
229	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他

3) 役務の提供等契約

コード番号	営 業 品 目	説 明 (具体的事例)
301	広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
302	写真・製図	写真撮影、製図、製本等
303	調査・研究	調査、研究、検査等
304	情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
305	翻訳・通訳・速記	翻訳・通訳・速記、筆耕等
306	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
307	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、設営等
308	賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
309	建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
310	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
311	車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
312	船舶整備	船舶の整備
313	電子出版	CD-ROM製作等
315	その他	医療事務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、登記関連業務、その他

4) 物品の買受け契約

コード番号	営 業 品 目	説 明 (具体的事例)
401	立木竹	ただし、国有林野事業で行う林産物の買受を除く
402	その他	鉄屑回収、古紙回収等

4 申請上の留意事項

1) 申請書の提出部数は1部とし、**押印は不要です**（記入した内容を訂正する場合も、訂正印は不要です）。

なお、今回の受付期間以外にも常時受付を行いますが、随意契約登録者名簿への登録が遅れる場合がありますので了承願います。

2) 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする年の1月1日（ただし決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日）とします。（なお、常時受付にあっては、申請日の属する月の初日を基準日とします。）

3) 申請書への記載は黒字ボールペンで記入願います。

5 申請書提出後の変更等の届出

申請書提出後、その内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出して下さい。（添付書類については、下記のとおりです。）

なお、変更届は、別紙「随意契約登録者名簿登録申請書変更届」により受付窓口（随意契約登録者名簿登録申請書の提出先と同じ）へ1部提出して下さい。

記

変 更 事 項	添 付 書 類
廃業等の場合（登録を受けた者が死亡したとき、法人が合併により消滅したとき、法人が破産により解散したとき、法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき並びに登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したとき）	①当該事項変更届 ②登記簿謄本（又は抄本）（写）等
住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（必ずフリガナを付けてください。）	①当該事項変更届 ②登記簿謄本（又は抄本）（写） ＜法人の場合＞ ③住民票（写） ＜個人の場合で住所変更の場合＞ ④戸籍謄本（又は抄本）（写） ＜個人の場合で氏名変更の場合＞
個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合	①当該事項変更届 ②登記簿謄本（又は抄本）（写） ③許可証明書（写）
許可・登録等の状況について変更があった場合	①当該事項変更届 ②許可・登録等の証明書（写）

記入しない

- 1 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書の記入に準じて記入すること。
- 2 「希望する契約の種類」は番号を○で囲み、「希望する業種の区分」は業種区分表による区分を番号とともに記入すること。
- 3 「主たる契約の種類」は「希望する契約の種類」で選択した中から1つ選択すること。
- 4 「製造等実績高」については、希望する契約の種類についてのみ記入すること。
- 5 「常勤職員」とは、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものを、組合にあっては組合の役職員と組合職員の合計をそれぞれいう。

随意契約登録者名簿登録申請書変更届

令和 年 月 日

契約の種類

登録番号

中国四国農政局長 殿

(郵便番号)〒

フリガナ
住 所

フリガナ
商号 又は 名称

フリガナ
代 表 者 氏 名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名